

第5節 争議の実情調査

(1) 概況

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した場合に、必要に応じてその実態を的確に把握し、調査の段階で適当な示唆・助言を与えることなどにより、争議の早期解決を図ろうとするためのものであり、また、労働委員会が職権あっせん等を行う必要性の有無について判断するため実施するものである。

特に公益事業については、争議行為を予定する日の10日前までに、労働委員会および知事に対してその旨の予告通知を行うことが義務づけられており、この予告通知に基づいて直ちに調査を実施し、また、一般事業の場合でも地域社会に影響を及ぼす特異な争議などについては実施している。

令和2年における実情調査を概観すると、前年からの繰越し4件のほか、新規調査件数は15件であった。調査の対象は医療業16件、道路旅客運送業1件、道路貨物運送業2件であり、いずれも公益事業として争議行為予告通知により調査を開始したものである。

注：件数は争議行為が行われる事業所ごとに1件として集計した。

ア 年間取扱状況

1月	2月	3月	4月	5月	6月
		滋賀民医連4診療所争議(～2/28)	滋賀民医連4診療所争議(3/16～6/11)		
		大津赤十字病院争議(2/28～6/16)			
		長浜赤十字病院争議(2/28～3/27)			
		赤十字血液センター争議(2/28～3/27)			
		江若交通争議(3/2～3/17)			
		日通滋賀運輸争議(3/3～4/21)			
		JCHO滋賀病院争議(3/4～4/17)			
7月	8月	9月	10月	11月	12月
			JCHO滋賀病院争議(10/5～11/18)		
			大津赤十字病院争議(10/23～12/11)		
			長浜赤十字病院争議(10/23～11/13)		
			赤十字血液センター争議(10/23～12/2)		
			日通滋賀運輸争議(10/30～10/30)		

(注) 開始日は中労委または滋賀県労委に最も早く予告通知が出された日。終了日は妥結による調査終了であれば妥結日、事務局判断による調査終了であれば総会報告日。

イ 組合要求事項状況

令和2年に係属した19件のうち、賃金増額を要求に掲げた争議は13件、一時金・賞与・臨時給与等の支給を要求に掲げた争議は18件であった。また、人員の確保・拡充、雇用の維持・保障、雇用形態ないし労働時間・休日休暇の改善等、勤務体制に係る要求を掲げた争議は18件であった。勤務体制に係らない人事・福利厚生制度、安全配慮や労働環境等の職場要求を掲げた争議は18件であり、組合施設や組合制度、労働協約、集团的労使紛争の解決といった組合運営に係る要求を掲げた争議は12件であった。

区 分	賃金増額	一時金等	勤務体制	職場要求	組合運営
件 数	13	18	18	18	12

注：同一争議で複数の要求を行う場合があるため、上記件数の合計は争議件数に一致しない。

ウ 終結状況

令和2年に係属した19件は、16件が労使間の妥結により当年内に終結し、調査を終了した。また、3件は県外の上部組合に交渉を一任しており、単独組合としては争議の実態がなかったため、総会において報告の上、妥結を待たず調査を打ち切った。なお、翌年度へ調査を繰り越した争議はなかった。

区 分	解 決	打ち切り	調整事件へ移行	事件の併合	次年繰越し	計
件 数	16	3	0	0	0	19

(2) 取扱争議の概要

ア 膳所診療所争議、坂本民主診療所争議、こびらい生協診療所争議、こうせい駅前診療所争議
争議の当事者 (労) 滋賀民主医療機関労働組合

(使) 膳所診療所、坂本民主診療所、こびらい生協診療所、こうせい駅前診療所

予告通知者 滋賀民主医療機関労働組合

予告通知先 滋賀県労働委員会

予告通知日 令和元年11月13日

調査の期間 令和元年11月13日～令和2年2月28日（解決）

調査の概要

滋賀民主医療機関労働組合（組合員数59名、ただし公益事業従事者のみ）は、令和元年11月13日に、11月24日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。滋賀民主医療機関連合会の加盟施設のうち、膳所診療所、坂本民主診療所、こびらい生協診療所およびこうせい駅前診療所は労働関係調整法上の公益事業に該当するため、当委員会はこの予告通知を受けて実情調査を開始した。調査は事務局が担当した。本件は令和元年から繰り越して調査を行ったものである。

組合要求事項は、冬季一時金、企業内最低賃金協定の見直し、看護体制の安定化等である。このうち、冬季一時金については令和元年中に妥結している。その後、令和2年2月5日に団体交渉が開催され、2月28日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

イ 大津赤十字病院争議

争議の当事者 (労) 大津赤十字病院労働組合
(使) 大津赤十字病院

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会、大津赤十字病院労働組合

予告通知先 中央労働委員会、滋賀県労働委員会

予告通知日 令和2年2月28日、3月5日、5月28日

調査の期間 令和2年2月28日～6月16日(解決)

調査の概要

大津赤十字病院労働組合(組合員数398名)の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年2月28日に、3月12日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。また、大津赤十字病院労働組合自身も3月5日に、3月16日を予告日とした予告通知を、滋賀県労働委員会に対して行った。当委員会はこれらの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、新給与制度・人事評価制度の撤回、待遇改善等である。予告通知後、3月11日に団体交渉が開催され、3月12日に1時間のストライキが行われた。その後、3月25日に団体交渉、3月27日および4月17日に1時間のストライキを経て、4月22日に3回目の団体交渉が開催されたものの、妥結には至らなかった。

その後、大津赤十字病院労働組合は、5月28日に、夏期要求として新たに6月8日を予告日とした予告通知を、滋賀県労働委員会に対して行った。夏期要求においてはこれまでの組合要求事項のほか、一時金の支給、夏期休暇の保障等が追加された。この予告通知後、6月3日に団体交渉が開催され、6月4日には50分間のストライキが行われた。その後、6月15日の団体交渉を経て、6月16日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

ウ 長浜赤十字病院争議、滋賀県赤十字血液センター争議

争議の当事者 (労) 長浜赤十字病院労働組合、滋賀県赤十字血液センター労働組合
(使) 長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年2月28日

調査の期間 令和2年2月28日～3月27日(打切り)

調査の概要

長浜赤十字病院労働組合(組合員数5名)および滋賀県赤十字血液センター労働組合(組合員数3名)の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年2月28日に、3月12日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、新給与制度・人事評価制度の撤回、待遇改善等である。事務局が両組合に対し調査を行ったところ、団体交渉は全日本赤十字労働組合連合会に一任しており、両組合単独での争議行為の予定はないとのことであったため、その旨を3月27日の総会において報告の上、妥結を待たず調査を打ち切った。

エ 江若交通争議

争議の当事者 (労) 江若交通労働組合
(使) 江若交通株式会社

予告通知者 日本私鉄労働組合総連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年3月2日

調査の期間 令和2年3月2日～3月17日 (解決)

調査の概要

江若交通労働組合(組合員数123名)の上部団体である日本私鉄労働組合総連合会は、令和2年3月2日に、3月13日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、臨時給与の支給等である。予告通知後、3月13日に団体交渉が開催され、3月17日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

オ 日通滋賀運輸争議

争議の当事者 (労) 日通滋賀運輸労働組合
(使) 日通滋賀運輸株式会社

予告通知者 全日本運輸産業労働組合連合会

予告通知先 滋賀県労働委員会

予告通知日 令和2年3月3日

調査の期間 令和2年3月3日～4月21日 (解決)

調査の概要

日通滋賀運輸労働組合(組合員数40名)の上部団体である全日本運輸産業労働組合連合会は、令和2年3月3日に、3月14日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、各種手当の拡充等である。予告通知後、3月17日および4月13日に団体交渉が開催され、4月21日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

カ JCHO滋賀病院争議

争議の当事者 (労) 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合滋賀病院支部
(使) JCHO滋賀病院

予告通知者 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年3月4日

調査の期間 令和2年3月4日～4月17日 (解決)

調査の概要

全日本地域医療機能推進機構病院労働組合(組合員数47名)は、令和2年3月4日に、3月16日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当該組合は県内に滋賀病院支部を持っているため、当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、不当労働行為再審査事件の解決、一時金の支給、人事院勧告の4月訴求実施等である。予告通知後、3月12日に本部において団体交渉が行われ、4月17日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

キ 膳所診療所争議、坂本民主診療所争議、こびらい生協診療所争議、こうせい駅前診療所争議

争議の当事者 (労) 滋賀民主医療機関労働組合
(使) 膳所診療所、坂本民主診療所、こびらい生協診療所、こうせい駅前診療所
予告通知者 滋賀民主医療機関労働組合
予告通知先 滋賀県労働委員会
予告通知日 令和2年3月16日
調査の期間 令和2年3月16日～6月11日(解決)
調査の概要

滋賀民主医療機関労働組合は、令和2年3月16日に、3月27日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受けて実情調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、一時金の支給、職場環境の改善等である。予告通知後、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、実質的な団体交渉および争議行為がなされない期間が続いたものの、5月27日に団体交渉が開催され、6月11日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

ク JCHO滋賀病院争議

争議の当事者 (労) 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合滋賀病院支部
(使) JCHO滋賀病院
予告通知者 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合
予告通知先 中央労働委員会
予告通知日 令和2年10月5日
調査の期間 令和2年10月5日～11月18日(解決)
調査の概要

全日本地域医療機能推進機構病院労働組合は、令和2年10月5日に、10月19日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、施設の感染症対策の充実・拡充、感染症対応要員の確保、一時金の支給等である。予告通知後、11月18日に本部において団体交渉が行われ、一部要求事項について妥結した。一部妥結事項以外は継続交渉を行うが、争議行為自体は一部妥結をもって一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

ケ 大津赤十字病院争議

争議の当事者 (労) 大津赤十字病院労働組合
(使) 大津赤十字病院

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会、大津赤十字病院労働組合

予告通知先 中央労働委員会、滋賀県労働委員会

予告通知日 令和2年10月23日

調査の期間 令和2年10月23日～令和2年12月11日(解決)

調査の概要

大津赤十字病院労働組合は、令和2年10月23日に、11月3日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。また、大津赤十字病院労働組合の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会も10月23日に、11月5日を予告日とした予告通知を、中央労働委員会に対して行った。当委員会はいずれの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、新給与制度・人事評価制度の撤回、賃金の増額、一時金の支給等である。予告通知後、11月4日に本部および単組での団体交渉が開催され、11月5日には統一1時間ストライキが行われた。また、12月2日にも単組での団体交渉が行われ、12月3日には再度1時間のストライキが行われた。その後、12月10日の団体交渉を経て、12月11日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

コ 長浜赤十字病院争議

争議の当事者 (労) 長浜赤十字病院労働組合
(使) 長浜赤十字病院

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年10月23日

調査の期間 令和2年10月23日～令和2年11月13日(打ち切り)

調査の概要

長浜赤十字病院労働組合の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年10月23日に、11月5日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、新給与制度・人事評価制度の撤回、賃金の増額、一時金の支給、待遇改善等である。事務局が両組合に対し調査を行ったところ、団体交渉は全日本赤十字労働組合連合会に一任しており、単組での争議行為の予定はないとのことであったため、その旨を11月13日の総会において報告の上、妥結を待たず調査を打ち切った。

サ 滋賀県赤十字血液センター争議

争議の当事者 (労) 滋賀県赤十字血液センター労働組合
(使) 滋賀県赤十字血液センター

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年10月23日

調査の期間 令和2年10月23日～令和2年12月2日(解決)

調査の概要

滋賀県赤十字血液センター労働組合の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年10月23日に、11月5日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、新給与制度・人事評価制度の撤回、賃金の増額、一時金の支給、待遇改善等である。単組での争議行為も検討しているとのことであったため、調査を行った。予告通知後、11月4日に本部において団体交渉が開催され、12月2日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

シ 日通滋賀運輸争議

争議の当事者 (労) 日通滋賀運輸労働組合
(使) 日通滋賀運輸株式会社

予告通知者 全日本運輸産業労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年10月30日

調査の期間 令和2年10月30日～令和2年10月30日(解決)

調査の概要

日通滋賀運輸労働組合の上部団体である全日本運輸産業労働組合連合会は、令和2年10月30日に、11月12日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、一時金の支給、雇用対策等である。予告通知後、10月30日に団体交渉が開催され、即日妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。